

徳島県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年二月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
ハート調剤薬局北鴨島店	吉野川市鴨島町牛島四ツ家前三二七〇一	吉野川市鴨島町牛島三二七〇一	株式会社共生バックアップシステム	令和元年十二月十八日